

# 活用してください!! まちのサポート

くわしい内容については、総務企画課総合政策室 66-2111（内線220、223、224、225）へお問い合わせください

新婚ライフサポート金の交付の様子

事業名	概要
<b>住宅リフォーム助成</b> 住宅などを町内の業者を利用してリフォーム（修繕、補修工事など）する場合に、費用の一部を助成。	<b>▶対象者</b> 町内に住んでいて町税など滞納のない人（工事の条件など、担当までお問い合わせください） <b>▶助成金の額</b> 対象工事に要した経費の5分の1以内の額で、上限は20万円。くずまき商品券で交付。
<b>新婚ライフサポート金</b> 町内に定住する意思のある夫婦に対しサポート金を支給。結婚後6カ月経過後、申請により支給。	<b>▶対象者</b> 婚姻届時に夫婦どちらかが町内に住所があり、45歳未満の新婚夫婦（再婚含む）。平成22年10月1日以降の婚姻から対象。 <b>▶サポート金の額</b> 10万円。くずまき商品券で交付。
<b>ものづくり・人材育成支援</b> ものづくり産業に関する技術取得のため研修へ雇用者を派遣、または研修会を開催した場合に補助金を支給。	<b>▶対象事業者</b> 町内に事務所、店舗または工場を有し事業を営む事業所。商工会、森林組合などの団体を含む。 <b>▶補助金の額</b> 対象経費の2分の1に相当する額。補助金の額が5万円未満の場合は交付せず、50万円を限度とする。
<b>雇用促進奨励金</b> ①若年者(30歳未満)を常用雇用者として雇用する事業主に奨励金を交付。 ②高齢者(60歳以上)を短時間雇用者として雇用する事業主に奨励金を交付。	<b>①▶対象となる若年者</b> 1年以上の雇用が見込まれ、1週間の労働時間が30時間以上の人。 <b>▶対象となる事業主</b> 町内に主たる事務所、店舗、工場を有し事業を営む人。 <b>▶奨励金の額</b> 月額5万円以内で12カ月まで。 <hr/> <b>②▶対象者となる高齢者</b> 1週間の労働時間が20時間程度の人。 <b>▶対象となる事業主</b> 町内に店舗、工場を有し事業を営む人、または農林水産業を営む人。 <b>▶奨励金の額</b> 1時間につき1年目420円程度、2年目は210円程度（県最低賃金の2/3及び1/3に相当する額）。奨励金交付に係る上限は1カ月80時間。
<b>空き家リフォーム助成</b> ①I・Uターン者が町内の空き家に住むために取得、貸借しリフォームした場合に支給。 ②I・Uターン者へ空き家を売買、賃貸する所有者に奨励金を支給。	<b>①▶対象者</b> 転入から1年以内にリフォームしたI・Uターン者。 <b>▶奨励金の額</b> 空き家1戸につきリフォーム費用の2分の1の額で、上限は20万円。 <hr/> <b>②▶対象者</b> 町の空き家バンクに登録している人。 <b>▶奨励金の額</b> 空き家1戸につき5万円。
<b>土地取得助成</b> 定住した人の土地取得に奨励金を支給します。	<b>▶対象者</b> 定住目的で土地を取得した65歳未満の人。取得後3年以内に住宅建築を着工、着工後1年以内に工事完了を確約すること。 <b>▶奨励金の額</b> 定住1世帯につき30万円
<b>若者定住奨励金</b> 町内に定住した若者世帯に奨励金を6ヶ月後に支給します。	<b>▶対象世帯</b> 支給年度に親のどちらかが45歳未満である世帯。申請時に仕事に就いて、生計維持していること。 <b>▶奨励金の額</b> 定住1世帯15万円、中学生以下子ども1人につき5万円加算。単身世帯5万円。

## 葛巻町議会議員選挙

# 無投票で決まる

### 新議員の顔ぶれ



山岸 はる美 53歳

- ①無所属・現 ②5
- ③農業 ④山岸



高宮 一明 64歳

- ①無所属・現 ②6
- ③酪農業 ④江刈



小谷地喜代治 63歳

- ①無所属・現 ②4
- ③農業 ④小田



鈴木 満 50歳

- ①無所属・現 ②3
- ③酪農業 ④小屋瀬



柴田 勇雄 67歳

- ①無所属・現 ②3
- ③無職 ④新町



中崎 和久 57歳

- ①無所属・現 ②8
- ③団体役員 ④橋場



辰柳 敬一 66歳

- ①無所属・現 ②7
- ③農業 ④栗山



姉帯 春治 60歳

- ①無所属・現 ②4
- ③農林業 ④冬部



橋場 清廣 57歳

- ①無所属・現 ②5
- ③保険代理業 ④新町



鳩岡 明男 67歳

- ①無所属・現 ②5
- ③商業 ④四日市

届け出順・敬称略  
①党派 ②当選回数 ③職業 ④行政区

任期満了に伴う葛巻町議会議員選挙が12月20日告示され、議員定数と同数の10人が立候補の届け出をしました。  
その結果、無投票で現職10人の当選が確定。同月26日、下屋敷利美町選挙管理委員長

から当選証書が一人一人に手渡されました。議員の任期は、本年1月20日から平成28年1月19日までの4年間。  
本町の町議選が無投票により当選が決まったのは、平成15年以来8年ぶりです。